

長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻

認証評価結果

長崎大学教職大学院の評価ポイント

- ・教職実践専攻のもとに、子ども理解・特別支援教育実践コース、学級経営・授業実践開発コース、教科授業実践コースの3コースに再編成した。全国に先駆けて修士課程を発展的に統合した教科授業実践コースを設けるとともに、現職教員のニーズに対応するスクールリーダー養成コースの設定を予定するなど、実態とニーズに合わせた積極的なコース編成を行っている。また、1年、2年、3年の履修プログラムが設定され、多様なキャリア、ニーズに応えられるよう努力している。ただし、新たなコースに十分な入学希望者が集まるよう、カリキュラムや運営のあり方について、さらに検討を重ねることが必要である。
- ・子ども理解力と教育実践力の総合的な育成を目指した教育課程の編成がなされている。教育実習科目と学校教育実践研究が緊密に結びつけられ、さらに講義と実習を積極的に関わらせることで理論と実践の往還を実現する意図のもとにカリキュラム編成がなされている。
- ・学部新卒学生と現職教員学生が分かれて授業する科目と共に授業する科目とが必要に応じて設けられており、多様な学生の実態とニーズに応えることで、実践力のある教員を養成することを実現している。また、選択科目の科目数も多く、自在な履修が可能となっている。
- ・毎年定期的実施している「教育実践と省察のコミュニティ」、「教育実践研究フォーラム in 長崎大学」、学生の自主的運営によるワークショップ型の自主セミナー（クロスセッション）など、開かれた多様な学びの機会を設けることで、学生の学習の豊かさを保証している。
- ・長崎県教育委員会より最大で10名の派遣を受けることで、学生数の一定の確保ができています。また、学部新卒学生についても他学部、他大学から入学する学生が多く、学生の確保に努めている。ただし、入学する学生は修士課程の廃止後も減少しており、定員を減らそうとする措置に通じている。設置予定の新たなコースへの派遣を含めた、派遣教員数の安定や、新たな学生の確保に向けた積極的な取り組みが期待される。
- ・長崎県教育委員会との連携の一つとして、指導主事や管理職の教員を実務家教員として迎え入れるシステムがあり、教科授業実践コースの設置にともなって、多くのみなし専任教員が迎え入れられている。しかし、任期付きの実務家教員の職務内容に大きな個人差が生まれており、採用された教員が実習や講義で役割を果たすとともに、その職務・教育活動の平等性が求められる事態が見受けられる。

平成30年3月26日

一般財団法人教員養成評価機構

I 認証評価結果

長崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）は、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定する。

認定の期間は、平成 35 年 3 月 31 日までとする。

今回の評価結果において、長崎大学教職大学院の教員組織（専任教員 32 人）が教職大学院の組織として、機能していない部分が散見され、相当程度深刻な状況であり、今後の組織的かつ周到的な改善を強く求めるものである。

このことについて各評価基準の概評において改善を求める事項も含め、平成 30 年 12 月末までにその改善状況を文書にて提出することを要請する。

II 基準ごとの概評

基準領域 1 理念・目的

基準 1-1 レベル I：当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

長崎大学教職大学院の理念・目的は、学校教育法第 99 条第 2 項に基づき、長崎大学大学院学則、長崎大学大学院教育学研究科規程に定められている。また、専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に基づき、専門職学位課程を設置している。理念・目的は、教育理念・目標としてアドミッション・ポリシーに明記されており、ウェブサイト公表されている。

基準 1-2 レベル I：人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

人材養成の目的及び修得すべき知識・能力を、ディプロマ・ポリシーに明記するとともに、3 コースの特性を念頭において各々具体化している。養成する教員像とともに明文化し、研究科案内、履修の手引き、ウェブサイト等で公表している。また、教職大学院の理念・目的を追究するため、平成 26 年度より修士課程の教科実践専攻を廃止し、教科授業実践コースを開設した。

【長所として特記すべき事項】

修士課程の教科実践専攻を廃止し、各教科の教育内容は、専門職学位課程の教職実践専攻の中に教科授業実践コースを開設して組み入れ、全国に先駆けて教職大学院の教育課程のなかで実施されている。

基準領域 2 学生の受入れ

基準 2-1 レベル I：人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

アドミッション・ポリシーを明確に定め、学生募集要項の配布やウェブサイトへの掲載、大学院進学説明会を通じて広く周知している。

1 年、2 年、3 年の履修プログラムが開設され、多様な学生を広く受け入れている。現職教員の 1 年プログラムへの入学を認めるには、学校長・教育委員会の承認を要し、県教育委員会等への周知も図っている。

基準 2-2 レベル I：入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

入学者選抜は、教育学研究科入学試験委員会が、アドミッション・ポリシーに基づいて、厳正な手続きを経て行っている。また、現職教員で 1 年プログラム履修希望者には、教職経験、実務経験等に関する基準によって、事前に長崎県・市教育委員会とで構成する委員会で書類審査を実施しており、

その後、教育学研究科による学力検査において提出された書類に基づき面接試験を行い、教育学研究科が合否を最終判定している。2年プログラムと3年プログラム履修希望者には、学校教育に関する専攻共通科目並びにコース選択科目の筆記試験、および面接試験によって多面的に学力の審査を行っている。

ただし、留学生等の受け入れについては、同一のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで良いのかということも含め、修了後の進路も含めた支援のあり方等について検討が必要である。

基準 2-3 レベル I : 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

平成 26 年度から 28 年度までの入学定員充足率の平均が約 80% であることから、入学定員と比較して適正とは言いがたい状況にある。改善の取り組みとして、大学院説明会を増やし、他大学会場でも行うなど、広報活動を広げている。入学定員充足率を改善するために、平成 30 年度入学者より、これまでの入学志願者の状況を踏まえた学生定員の適正化（縮小）を行う予定がある。

しかし、修士課程を廃止し、再編統合したことを勘案すると、学生定員の縮小だけではなく、もう一方で定員充足のためのさらなる努力が求められるところである。今後の取り組みの重要性が増している。

基準領域 3 教育の課程と方法

基準 3-1 レベル I : 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学修者のニーズに合わせ、実践力のある新人教員の育成と現職教員の再教育を充実させるために、修士課程を教職大学院に一元化する改組を行った。改組後においても、講義と実習との往還を維持し、理論的教育と実践的教育の架橋を図っている。また、コース科目数を充実させ、実践研究指導科目を新たに加えることで、専攻共通科目、コース科目、実践研究指導科目、教育実習科目に改め、実習科目の効果をより高められるよう改善されている。

ただし、現状の広報態勢では、学生によっては、教職大学院における教員養成の目的を十分理解しないまま入学する可能性もないわけではなく、今後教科授業実践コースのカリキュラムの実質的な内容の充実と広報に各教員が取り組む必要がある。

基準 3-2 レベル I : 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

多様な入学者が適切に受講できるように、1年、2年、3年の履修プログラムを設置し、教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法、授業形態を整えている。

実習科目と実践研究指導科目を除く授業科目には、学修者の教育経験や教育実践力に応じて、学部新卒学生用には「I」を、現職教員学生用には「II」を付した科目を設け、新人教員の養成と現職教員の再教育をより充実させることを企図している。

授業は、長崎県の教育施策等を念頭に置いて教育現場に赴き、また他県における取り組みも参照して、課題や事例を積極的に取り上げて研究を行い、授業外では現職教員学生と学部新卒学生が主体的に共修するワークショップ型の自主セミナー（クロスセッション）を開催するなど、理論と実践を往還した指導形態を取り、研究者教員と実務家教員が協働して教育に当たっている。

基準 3-3 レベル I : 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生の実践的指導力をより強化するために、教育学研究科教育実習委員会の下に学校教育実践実習部会を設置し、多様な学習履歴や実務経験を持つ学生にも対応している。

実習科目は、10 単位の实習内容の系統的な連続性を考慮して「学校教育実践実習 1～5」を開設し、実習記録等をもとにその省察が行えるよう「学校教育実践研究 1～4」を新たに配置して、講義

と実習の往還ができるようにしている。

学生への指導は、いずれの実習でも、一人ひとりの学生に対して研究者教員と実務家教員からなる複数人による指導体制をとり、理論と実践を架橋させた内容に取り組んでいる。

2年プログラムの現職教員学生の実習（学校教育実践実習5）は、職専免等の措置により2年次の現任校で通年にわたり実施することとしている。

「学校教育実践研究1～4」を新たに配置して、一週間単位で実習と省察の往還ができるようにしている。また時間割外の時間帯にも、教員参加のもと学生が主体的にワークショップ型の自主セミナー（クロスセッション）を開催し実践力の向上を図っている。

連携協力校との相互連携については、学生の実習テーマと県・市・町の各公立学校が掲げている研究課題や教育テーマをすり合わせて、両者のマッチングを図り、教職大学院における実習の趣旨、概要等の説明を行って共通理解を図っている。

ただし、連携協力校間の学生の指導方法の情報交換や連携、マッチングの後の実習の内容に関する教職大学院・教育委員会・連携協力校間での情報の共有が十分にされていない面もあり、さらに連携を深めて実習を充実することが求められる。また、2年プログラムの現職教員学生については、その実習などの学修の態勢に個人差も見られ、平等制を確保することが望まれる。

基準3-4 レベルI：学習を進める上で適切な指導が行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

単位の実質化と学生の主体的な学修を促すために、学生の履修に配慮し、より適切な時間割を設定できるようにしている。また、個別指導のための時間として、オフィスアワーを設定し、シラバスに明記して学生に周知している。さらに毎年度の初めには、「実践研究報告書に関する指導計画書」を全学生について作成し、複数の指導教員がそれに基づいて修学の進捗状況を確認しながら個別指導を行っている。特に実習計画の立案については、新入学生全員に対して、入学オリエンテーション時に加えて、実習計画書の作成ガイダンスを設けて、組織的に教育体制の充実に努めている。

ただし、オフィスアワーを「随時」と掲載するなど、その趣旨が徹底していない面も見受けられ、改善が求められる。

基準3-5 レベルI：成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

成績評価、単位認定、修了認定について、各基準を組織的に策定し学生に周知するとともに、各々の基準に従って単位や成績の認定を適切に行っている。

学生が、成績評価の結果に関して疑義があるときには、「成績評価に関する申立て」の手続きに従って、申立てを行うことができる。これらの規定により、成績評価、単位認定の妥当性と透明性を担保している。

基準領域4 学習成果・効果

基準4-1 レベルI：各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

ほとんどの学生が修了を延期することなく、習得すべき知識・技能等を身に付けて修了年限内に修了していること、すべての学生が「実践研究報告書」を丹念にまとめ上げていることから、教育実践力、研究・省察の能力等の向上の軌跡を見取ることができる。また修了後は、多くの学生が正規教員や臨時任用教員として教職に就いている。

しかし、教員就職率は十分高いとは言えず、また、現職教員学生がその後活躍の場を広く得ているかどうかは十分には確認できていない面も在り、今後の積極的な取り組みが望まれる。

基準4-2 レベルI：修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

修了生が教職大学院で得た学習の成果を学校等に還元できていること、また、その成果の把握に努めていることについて、教育委員会への聞き取り、学校長への郵送アンケート調査及び修了生に対する郵送追跡調査を行ったところ、教職大学院において学生が成長し、その成果が学校・地域に還元されていることが把握されている。

ただし、修了生がどのような立場で学習の成果を発揮しているかについては、今後、よりその把握に工夫が求められる。

基準領域5 学生への支援体制

基準5-1 レベルⅠ：学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教育学研究科に心理カウンセラーやハラスメント相談員を置き、学生代表懇談会と大学院生懇談会を各々年に2回開催し、実習相談を実施するなどして、学生がより充実した学生生活を送ることができるようになっている。また、全学の組織である「学生何でも相談室」や障がい学生支援室等とも十分に連携して対応に当たっている。キャリア支援では、就職委員会等による情報の収集・管理・提供、組織的な進路指導を実施し、幅広い指導・助言を行っている。

基準5-2 レベルⅡ：学生への経済支援等が適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしている取組・活動であると判断する。

学生への経済支援については、各種奨学金、入学料・授業料免除及び徴収猶予制度を整備し、長崎大学ウェブサイトをはじめ、教職大学院の掲示板での周知や、入学時のオリエンテーション時での説明を行い、適切な支援体制をとっている。

基準領域6 教員組織

基準6-1 レベルⅠ：教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

研究者教員19名、実務家教員13名、計32名の専任教員が配置され、「専門職大学院設置基準」及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」に定める必要専任教員数を満たしている。

実務家教員のうち、みなし専任教員に係る雇用形態等については、長崎県教育委員会と定期的に継続して話し合いを持ち、連携して教員を確保している。教育課程上コアとなる授業科目（専攻共通科目、実習科目、実践研究指導科目）の多くは、専任の教授または准教授が担当し、その専任教員は、32名が配置されており、教育学研究科教授会の構成員となっている。

ただし、みなし専任教員の職務内容には個人差が大きく、すべての教員が教職大学院の教育・研究に平等性を担保して従事しているとは言えない。勤務実態の平等性を証するエビデンスの用意や、学生にとっての不利益が生じないような仕組み作りなど、みなし専任教員を含むすべての専任教員が教職大学院における職務に専念できる態勢を作ることが望まれる。

基準6-2 レベルⅠ：教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教員の採用及び昇格について、研究者教員と実務家教員の教育・研究上の経歴、経験、指導能力等の違いを重んじ、それらが適切に評価される採用基準を明確に定め、人事委員会、資格審査委員会、及び研究科教授会において運用されている。

ただし、みなし専任教員の教育・研究能力については、教育委員会との連携において、継続的にその質が担保されるかどうか分明的でない側面もあり、教職大学院側の積極的な関与が望まれる。

基準6-3 レベルⅡ：教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

評価結果・・基準の内容を満たしている取組・活動であると判断する。

年1回開催の「教育実践と省察のコミュニティ」や「教育実践研究フォーラム in 長崎大学」において、3コースの教員が、各々の教育内容と密着した話題を取り上げて口頭発表、コメント、並びにポスター発表を行っている。また、教育実践研究推進委員会と研究企画推進委員会を組織して、教職大学院教員が附属学校園教員と共同で組織的に学校現場により密着した教育・研究活動に取り組んだり、地域の教育課題に関連する実践的な教育研究力を強化するために共同して研究を行っている。こうした教員の教育活動に関する評価は、教育学研究科評価委員会により、年度ごとに実施している。

基準6-4 レベルI：授業負担に対して適切に配慮されていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

担当授業科目数や実習科目担当学生数に関して大きな偏りはないよう努力している。担当授業科目数の多い一部の専任教員に対しては、一定の配慮（既設学部の授業負担の軽減等）がなされている。

ただし、学部授業負担が教職大学院の負担を上回る教員が相当数見受けられること、みなし専任教員の中には科目負担がほとんどない教員が見受けられるなど、教職大学院の教育に全員が平等にあたっているとは言えない現状があり、積極的な改善が望まれる。また、教科授業実践コースに新たに加わった教科専門の研究者教員がすべての教科には対応できていないこと、教職大学院にふさわしい教育・研究を行う態勢をより積極的に整えることが望まれる。

基準領域7 施設・設備等の教育環境

基準7-1 レベルI：教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

十分な広さと快適性を備えた教室や自習室等が整備されており、オリエンテーション、小グループでの議論等にも対応できる。教室では、パソコンや電子黒板等のICT機器やビデオ、CD、DVDなども整備されている。また、教育工学実験教室や教育実践総合研究棟（旧附属教育実践総合センター）の教室では、離島などの遠隔地と結んで、テレビ会議システムやビデオ通話ができるソフト（スカイプ）を活用した授業等も行われている。自習室については、平成26年度から学生の収容定員が増加したことにより1部屋増やし、それに合わせて机、椅子、パソコン、プリンタ等の必需品や文具、印刷用紙等の消耗品も取り揃えて、より研究しやすい環境づくりが進められている。また、図書や学術雑誌、検定教科書などが豊富に取り揃えられており、各種論文も入手しやすい状況にある。

基準領域8 管理運営

基準8-1 レベルI：各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

平成27年4月からは教育学研究科運営会議、および合議機関である教育学研究科教授会の必要な組織と規程を整備し、これらの会議の機能を補完する大学院連絡会議、各コース会議も設けて効果的な運営を行っている。事務組織については、教育学部総務班班長、同班主査、就学指導担当の学務班主査、学務班大学院担当班員を中心に、適正な事務体制で業務に臨んでいる。

基準8-2 レベルI：教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

平成26年度より教職大学院用の経費を新たに設け、毎年必要経費に見合った予算配分を受けることにより、学生の実践研究やそれに係る諸活動を安定して遂行できるようになっている。

基準8-3 レベルI：教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院広報誌 Newsletter の発行、「教育実践と省察のコミュニティ」と「教育実践研究フォーラム in 長崎大学」（各年 1 回）の開催、および「長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻 教育実践研究成果報告書」の刊行（年 1 回）により、教育活動の公表と情報の発信を行っている。教育学研究科に係るウェブサイトは、平成 26 年度に一部掲載情報を更新し、引き続き Newsletter、教育実践研究報告の題目、入試情報など、教職大学院に関する基本的情報を入学希望者、地域の教育関係者、一般市民に広く周知するよう努めている。

ただし、教職大学院専用のウェブサイトが用意されておらず、受験を希望する学生にとって、情報が収集しやすいとは言えないなど、広報の態勢には十分とはいえない。積極的な広報を行う必要がある。

基準領域 9 点検評価・FD

基準 9-1 レベル I：教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教育の状況等を点検・評価し改善するための規程や組織を整え、運営評価委員会、教員養成諮問会議、学生代表懇談会・大学院生懇談会等においてそれら点検と評価を毎年度行い、その結果に応じた改善を組織的に継続して行っている。また、外部識者による講演会の実施、学生による授業評価と授業アンケートの実施等を通じて、教育の状況等を点検・評価し改善に努めている。

基準 9-2 レベル I：教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

FD・SD 委員会の活動により、教職大学院の授業を担当する教員が互いに授業を公開する FD 研修を行い、「教育実践研究中間発表会」、「教育実践研究成果発表会」、「教育実践と省察のコミュニティ」、「教育実践研究フォーラム in 長崎大学」、「長崎ラウンドテーブル」等における講演やシンポジウム等を通じて県・市教育委員会の関係者と情報交換を行い、大学院の授業を学内外に向けて公開し、県・市教育委員会、地域の学校の先生方を招いて意見を求めるなど、組織的な取り組みを通じて、教職大学院の授業担当者の資質が向上するよう努めている。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

基準 10-1 レベル I：教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

長崎県教育委員会及び長崎市教育委員会と協議する組織として、「長崎大学教育学部・長崎県・市教育委員会連携推進協議会」、「長崎大学教育学部・大学院教育学研究科教員養成諮問会議」を設置して定期的に協議を行っている。各協議会で議論されたことは、必要に応じて、また内容に応じて、教職大学院のカリキュラムを検討するワーキンググループや就職委員会等で取り上げて、教員の養成・採用・研修が循環するよう連携を深めている。また、教職大学院への現職教員学生の派遣及び修了者の処遇等についても、長崎県教育委員会と協議を続けている。

ただし、派遣教員数のさらなる増加や実習における全県的な対応など、より積極的な運営を行うには、教職大学院の教育活動に特化した、教職大学院・教育委員会・連携協力校間の連携協議会などの協議の機会を設けることが望ましい。

【長所として特記すべき事項】

教員採用試験合格者の名簿登載による学部新卒学生の採用期日延期の措置、教員採用試験における教職大学院修了者・在学者への加点制度の導入等がなされている。

Ⅲ 評価結果についての説明

長崎大学から平成 28 年 10 月 14 日付け文書にて申請のあった教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）の認証評価について、その結果をⅠ～Ⅱのとおり報告します。

教員養成評価機構では、「教職大学院等の認証評価に関する規程（平成 21 年 10 月 20 日理事会決定）」に基づき「認証評価実施要項」、「自己評価書作成要領」、「訪問調査実施要領」等により長崎大学が実施した自己評価を前提に書面調査及び訪問調査を行い、評価結果を作成しました。

評価は、機構の評価委員会の下にある評価専門部会の評価員 6 名が担当しました。評価員は、教職大学院等を有する大学の関係者、有識者で構成されています。評価にあたっては、教職大学院評価基準（平成 21 年 10 月 20 日決定）に基づき実施しました。

書面調査は、平成 29 年 6 月 28 日に受理した「教職大学院認証評価自己評価書」、「添付データ：1 現況票、2 専任教員個別表、3 専任教員の教育・研究業績」及び「添付資料一覧：資料 1 長崎大学大学院学則ほか全 127 点、訪問調査時追加資料：資料 128 外国人留学生・履修年限プログラムごとの入学内訳ほか全 19 点」をもとに調査・分析しました。各評価員から主査（長崎大学教職大学院認証評価担当）に集められ、調査・分析結果を整理し、平成 29 年 9 月 25 日、長崎大学に対し、訪問調査時における確認事項と追加提出書類・閲覧書類に関する連絡をしました。

平成 29 年 10 月 23 日・24 日の両日、評価員 6 名が長崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）の訪問調査を行いました。

訪問調査では、教職大学院等関係者（責任者）及び教員との面談（2 時間）、授業視察（2 科目 1 時間 30 分）、学習環境の状況調査（30 分）、教育委員会関係者との面談（1 時間）、連携協力校校長との面談（1 時間）、学生との面談（1 時間）、修了生との面談（1 時間）、連携協力校の視察・調査（1 校 1 時間）、関連資料の閲覧などを実施しました。

書面調査と訪問調査に基づき、各評価員から主査に調査・分析結果の最終報告が集められ、主査及び副査が評価結果を取りまとめた後、評価員全員で確認し、平成 29 年 12 月 11 日開催の評価専門部会において審議し「評価結果原案」としました。

「評価結果原案」は、平成 30 年 1 月 18 日開催の第 2 回評価委員会に諮り審議し、「評価結果案」としました。「評価結果案」を、長崎大学に示し、意見申立の手続きを経たのち、平成 30 年 3 月 19 日開催の第 3 回評価委員会で審議し、最終的な評価結果を決定いたしました。

評価結果は、表紙の「教職大学院の評価ポイント」、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 基準ごとの概評」で構成されています。

「教職大学院の評価ポイント」は、長崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）の教育課程、教員組織、施設・設備、そのほか教育研究活動について、評価により見出される特色や大きな問題点について記しています。

「Ⅰ 認証評価結果」は、機構の教職大学院評価基準に適合しているか否かを記しています。適合していない場合は、その理由を付しています。

「Ⅱ 基準ごとの概評」は、基準ごとの評価結果、及び基準ごとの評価により見出される特色や問題点について記しています。

【長所として特記すべき事項】は、自己評価書に記載されている事項のうち、本評価結果にも記載すべき事項と判断したものについてのみ記しています。自己評価書に記された事項が本評価結果に載っていないとしても、大学が記した事項を否定するものではありません。

Ⅰ で認証評価基準に適合しているにもかかわらず、問題点や改善を要する事項が記載された事項は、今後、是正するような措置を講じることを求めるものです。

以 上

添付資料一覧

- 資料1 長崎大学大学院学則
- 資料2 長崎大学大学院教育学研究科規程
- 資料3 長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践専攻のアドミッション・ポリシー
 - 一、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー
- 資料4 平成29年度長崎大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）学生募集要項
- 資料5 長崎大学大学院教育学研究科平成28年度（2016）履修の手引（抜粋）
- 資料6 学生募集要項配布先（平成28年度）
- 資料7 長崎大学大学院教育学研究科入学試験委員会内規
- 資料8 志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移（年度は募集年度）
- 資料9 新しいコース編成「教育学研究科の改組イメージ」
- 資料10 改組に伴う教育課程の変更
- 資料11 履修モデル（標準時間割例）
- 資料12 シラバス
- 資料13 学務情報システム（NU-Web）における履修登録状況
- 資料14 専攻共通科目の授業科目ごとの受講者数
- 資料15 授業で取り上げた事例研究の例
- 資料16 クロスセッション案内
- 資料17 長崎大学大学院教育学研究科学校教育実践実習部会内規
- 資料18 長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）教育実習の概要
- 資料19 学校教育実践実習運営マニュアル
- 資料20 教育実習計画書とその報告書
- 資料21 教育実習の記録・ポートフォリオ
- 資料22 教育実習テーマ一覧
- 資料23 長崎県・市教育委員会との打合せ
- 資料24 実習依頼状・承諾書・礼状
- 資料25 H25～28年度大学院新入生オリエンテーション式次第
- 資料26 附属小・中 教育実習に係る顔合わせ会等
- 資料27 実習協力校の校種とその数
- 資料28 平成28年度教育実践研究中間発表会案内状
- 資料29 平成25～28年度教育実践研究中間発表会プログラム
- 資料30 平成28年度教育実践研究成果発表会案内状
- 資料31 平成25～28年度教育実践研究成果発表会プログラム
- 資料32 1年プログラム判定委員会資料
- 資料33 現職教員大学院生の現勤校における教育実習
- 資料34 教育実習ポートフォリオ
- 資料35 大学院生対象教育実習事前指導
- 資料36 実習振り返り会資料・実習振り返りシート等
- 資料37 実践研究報告書に関する指導計画書の例
- 資料38 H28年度中間発表会のアンケート調査資料
- 資料39 長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審査手続要領
- 資料40 実践研究報告書の要旨及び最終試験の結果報告書
- 資料41 各年度の学期別単位修得率（平成25～28年度）
- 資料42 年度別の学生1名当たりの平均単位修得状況（平成25～28年度）
- 資料43 入学年度別在籍者数（平成25～28年度）
- 資料44 学生への履修等に関する個別指導の要領

- 資料45 H27～28年度大学院懇談会案内状・議事メモ
- 資料46 各年度の専修免許状取得状況（平成25～28年度）
- 資料47 平成25～28年度後期履修科目登録における条件達成率・上限解除者率一覧
- 資料48 平成25～28年度後期履修科目の上限解除者の一覧
- 資料49 平成28年度教育実践研究中間発表会、省察のコミュニティ、成果発表会の各概要集
- 資料50 長崎大学教職大学院 Newsletter
- 資料51 平成25～28年度修了生の実践研究報告書題目
- 資料52 修了生の進路状況（平成25～28年度）
- 資料53 平成27年度第3回長崎大学教育学部・教育学研究科教員養成諮問会議議事概要（抜粋）
- 資料54 H28年度学校長へのアンケート依頼状・アンケート分析結果
- 資料55 H28年度修了生へのアンケート依頼状・アンケート分析結果
- 資料56 アンケート調査—本学教職実践専攻における学習が今の職務にどのように役立っているか
- 資料57 大学院生による自由記述回答
- 資料58 長崎大学2017 ばってんライフ 学生生活案内
- 資料59 長崎大学ホームページ掲載の学生支援に係る資料
- 資料60 教育実習開始前の事前調査「体調に関するアンケート」
- 資料61 事前アンケート調査をもとにした対応手順
- 資料62 平成25～28年度体調等に関する月別個別相談件数
- 資料63 障がいのある学生への配慮依頼
- 資料64 ハラスメント防止パンフレット
- 資料65 長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程
- 資料66 学生への経済支援等に係る長崎大学ホームページ情報
- 資料67 平成25～28年度における各種経済的支援の状況
- 資料68 教職実践専攻教員配置表
- 資料69 教職経験を有する教員一覧
- 資料70 長崎大学ホームページ「教員個人業績データベース」
- 資料71 長崎大学教育学部・教育学研究科評価委員会規程
- 資料72 教育学研究科における教員の個人評価実施基準
- 資料73 教育学研究科運営評価委員会冊子資料
- 資料74 長崎大学大学院教育学研究科教員選考内規
- 資料75 専攻共通科目、教育実習科目、実践研究指導科目の担当教員数（平成28年度）
- 資料76 専任教員の年齢構成
- 資料77 長崎大学大学院教育学研究科（教職実践専攻）授業科目担当審査会内規
- 資料78 教育実践と省察のコミュニティ・教育実践研究フォーラムin長崎大学の関連資料
- 資料79 長崎大学教育学部・教育学研究科教育実践研究推進委員会内規
- 資料80 平成26～28年度教育実践研究フォーラムin長崎大学プログラム
- 資料81 平成25～28年度運営評価委員会資料「附属学校園との共同研究」
- 資料82 長崎大学教育学部研究企画推進委員会内規・プロジェクトの公募要領・平成27、28年度の研究企画推進委員会を選定した研究課題一覧
- 資料83 平成28年度専任教員の1年間の授業・学生担当数
- 資料84 教育学部見取図
- 資料85 長崎大学附属図書館概要 2016・長崎大学附属図書館中央図書館利用案内
- 資料86 大学院教職実践専攻・各コース専門図書・学術雑誌配架状況・写真映像
- 資料87 長崎大学大学院教育学研究科教授会規程
- 資料88 長崎大学大学院教育学研究科代議員会規程
- 資料89 長崎大学大学院教育学研究科運営会議規程
- 資料90 H25年度教育学研究科教授会次第
- 資料91 H25年度教育学研究科代議員会次第

- 資料92 H28年度教育学研究科教授会次第
 資料93 H28年度教育学研究科運営会議次第
 資料94 教職大学院公開授業と講演会資料
 資料95 大学院連絡会議開催状況
 資料96 3コースのコース会議開催状況
 資料97 各コース会議議事メモ・会次第
 資料98 事務組織図
 資料99 教職大学院の運営組織図
 資料100 平成23～28年度教職大学院に係る経費
 資料101 H28教職大学院Newsletter等案内配布先一覧
 資料102 平成28年度教育研究成果報告書
 資料103 教育学研究科ホームページ上の大学院案内
 資料104 長崎大学教育学部運営評価委員会内規
 資料105 長崎大学教育学部運営評価委員会報告書
 資料106 平成26年、27年度長崎大学教育学部運営評価委員会報告書（抜粋）
 資料107 平成28年度「年度計画対応経費計画書」
 資料108 長崎大学教育学部・大学院教育学研究科教員養成諮問会議内規
 資料109 教育実習生ポートフォリオ・教材開発資料
 資料110 科目統合に関するアンケート調査
 資料111 平成28年度より統合した一部授業科目
 資料112 学生による授業評価アンケート結果（平成25～28年度）
 資料113 平成25年度教職実践専攻の授業評価及び授業改善資料
 資料114 教職大学院FD研修による授業公開
 資料115 FD・SD委員会フィードバックシート
 資料116 公開授業の記録（教育学部FD・SD News）
 資料117 新任教員FDの記録
 資料118 長崎大学大学院教育学研究科（教職実践専攻）授業科目担当審査会内規
 資料119 長崎大学教育学部・大学院教育学研究科と長崎県・長崎市教育委員会との連携協力協
 定書及び連携推進協議会規約
 資料120 長崎大学教育学部・大学院教育学研究科教員養成諮問会議内規
 資料121 平成25～28年度長崎県・長崎市教育委員会との連携推進協議会次第
 資料122 平成25年度教員養成機能の充実に関するシンポジウム概要集
 資料123 長崎大学教育学部・大学院教育学研究科教員養成諮問会議次第
 資料124 オリエンテーション時の長崎県教育委員会配布資料
 資料125 大学院進学説明会関係資料
 資料126 長崎県からの現職教員派遣数
 資料127 教員採用の延期を認められた学生数
 [追加資料]
 資料128 外国人留学生・履修年限プログラムごとの入学者内訳
 資料129 外国人留学生に対する選抜試験方法等
 資料130 教職大学院入学定員の見直し資料
 資料131 長崎県からの現職教員派遣数
 資料132 学部卒からの入学志願者のうち、学内・学外の内訳
 資料133 提出資料の例
 資料134 教科授業実践コース公開授業
 資料135 実習校訪問後の指導メモ
 資料136 現職教員学生職専免取得状況
 資料137 長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審査手続要領
 資料138 修了判定資料の現物
 資料139 平成29年度学校長・修了生へのアンケート分析結果

- 資料140 修了した現職教員学生への講師派遣依頼文書
- 資料141 長崎大学大学院教育学研究科教員選考規程
- 資料142 長崎大学教育学研究科教員選考内規
- 資料143 みなし専任教員の勤務実態・態様について
- 資料144 フィードバックの事例
- 資料145 教職大学院FD研修による授業公開
- 資料146 教育実践研究中間発表会資料

認証評価結果案事実誤認に基づく意見申立

大学院・研究科・専攻：長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻

基準等	該当箇所	理由	意見申立への対応
基準4-1 レベルI	P4 38行目 「すべての学生の履修科目の単位取得上限解除基準のGPAが基準値の2.8を上回っていること」	自己評価書P38及び別冊資料47に記載のとおり、すべての学生が上限解除の基準値であるGPA2.8を上回っているわけではないことから、実態と違う。また、実態に沿ったより適切な表現とするため、以下のとおり文章を修正いただきたい。 「学生1名当たりのGPAの4年間の平均値は3.4と高い値であり、どの年度においても履修科目登録の上限解除基準の2.8を上回っていること」	長崎大学の意見申立により、実態と違うことから、該当箇所を 削除 する。